

写

平 監 発 第 4 号
平成 27 年 4 月 30 日

小平市長
小 林 正 則 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭
小平市監査委員 宮 寺 賢 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

議会事務局、健康福祉部健康課及び保険年金課、会計課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第 3 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 監査の期間

平成 27 年 1 月 15 日から平成 27 年 3 月 26 日まで

第 5 監査講評の場所

市役所 601 会議室

第 6 監査の主眼

監査に当たっては、議会事務局、健康福祉部健康課及び保険年金課、会計課所管の事務事業が、関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

1 契約事務について

- (1) 主管課における業務委託契約で、契約書に個人情報保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書、消費税の特記仕様書、暴力団排除に関する特約条項のいずれかが添付されていないもの (健康課)
- (2) 主管課における業務委託契約の契約締結伺において、決裁権者までの決裁がされていないもの、または会計管理者の事前協議がされていないもの (健康課)

2 補助金交付事務について

- (1) 年度末に助成金の支給申請がされたものを翌年度に支給するため、助成金支給申請書の申請日と収受日を改ざんしているもの (健康課)

3 備品管理について

- (1) 備品現在高リストと現物を照合しておらず、適正に管理されていないため、登録備品の所在が確認できないもの (健康課)

なお、意見・要望事項について、以下のとおり述べる。

1 契約事務について

暴力団排除の項目のない請書が見受けられた。請書の様式は最新版のものを使用されたい。また、請書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。物品購入であっても仕様によっては貼付が必要な場合があるため、印紙税法に基づき適正に処理されたい。

2 郵券管理について

切手使用簿の使用枚数や差引に記載誤りが見受けられた。切手は金券であるため、月ごとに責任者が使用簿の残数と切手の現物を確認するなど、厳重に管理されたい。

3 債権管理について

滞納繰越分の保険料徴収について、財源及び負担の公平性を確保する観点から、債権管理の重要性を十分認識し、納付相談のマニュアルを作成するなど、今後も引き続き収納率向上に向け取り組まされたい。

4 財務会計システムの運用について

全庁的なシステムの導入・運用に当たっては、直接の担当課だけでなく、全庁的な事務負担軽減、効率化の観点を忘れず、使用する側に立った誤りのない、わかりやすいマニュアルを常に整備するとともに、説明会や研修を実施するなど周知に努められたい。また、システム導入によって軽減できた労力を本来注力すべき他の業務に振り向けることによって、その効果を最大限引き出すよう努められたい。

5 物品管理について

新公会計制度の導入に向けて、庁内関係部署との十分な連携のもと、物品管理の責任部署として、遺漏なきよう準備を進められたい。